



# 鳥取県公報

平成17年 7月12日(火)  
号外第105号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

**条 例** 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
 条例 (54) (福祉保健課) ..... 4  
 鳥取県立障害者体育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
 条例 (55) (障害福祉課) ..... 10  
 鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
 条例 (56) (子ども家庭課) ..... 14

———公布された条例のあらまし———

### 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

#### 1 条例の改正理由

- (1) 地方自治法の一部改正に伴い、現在、財団法人、社会福祉法人等へ県が管理委託している公の施設については、平成18年9月1日までに指定管理者制度又は県直営のいずれかに移行することが必要。
- (2) 現在社会福祉法人に管理委託している次の公の施設について、指定管理者制度を平成18年4月1日から導入する。

種別	名称 (入所定員)	委託先
知的障害者更生施設	鳥取県立鹿野かちみ園 (100名)	社会福祉法人鳥取県厚生事業団
	鳥取県立鹿野第二かちみ園 (40名)	
養護老人ホーム	鳥取県立皆生尚寿苑 (140名)	社会福祉法人米子福祉会
軽費老人ホーム	鳥取県立福原荘 (50名)	

指定管理者制度...普通地方公共団体が設置する公の施設について、その目的を効果的に達成する必要があるときに、条例の定めるところにより、指定管理者 (法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの) に、当該公の施設の管理を行わせる制度

#### 2 条例の概要

- (1) 1(2)に掲げる施設の管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を、次のとおり定める。  
 鹿野かちみ園及び鹿野第二かちみ園

ア 指定管理者による管理	鹿野かちみ園及び鹿野第二かちみ園の施設設備の維持管理その他管理に関する業務を、指定管理者に行わせる。
イ 指定管理者の選定の特例	指定管理者は、知事はその候補者を選定する。(社会福祉法人鳥取県厚生事業団を予定)
ウ 指定管理者の管理の期間	3年間

エ 料金	鹿野かちみ園及び鹿野第二かちみ園の利用料金の額は、条例に定める額とし、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。
皆生尚寿苑	
ア 指定管理者による管理	皆生尚寿苑の施設設備の維持管理その他管理に関する業務を、指定管理者に行わせる。
イ 指定管理者の選定の特例	指定管理者は、知事はその候補者を選定する。(社会福祉法人鳥取県厚生事業団を予定)
ウ 指定管理者の管理の期間	3年間
福原荘	
ア 指定管理者による管理	福原荘の施設設備の維持管理その他管理に関する業務を、指定管理者に行わせる。
イ 指定管理者の管理の期間	3年間
ウ 利用許可	福原荘を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。
エ 料金	(ア) 福原荘の利用料金については、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。 (イ) (ア)の場合において、指定管理者は、福原荘の利用について、あらかじめ知事の承認を得て定めた額の料金を徴収する。
オ 料金の減免	指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、福原荘の利用料金を減免しなければならない。

(2) 総合療育センター、鹿野かちみ園及び鹿野第二かちみ園における短期入所に係る使用料の徴収規定を整備する。

(3) 施行期日

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、(2)及び(4)は、公布の日から施行する。

(4) 経過措置等

指定管理者の指定等の行為については、この条例の施行前においても行うことができる。

その他、所要の経過措置を講ずる。

#### 鳥取県立障害者体育センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

##### 1 条例の改正理由

(1) 地方自治法の一部改正に伴い、現在、財団法人、社会福祉法人等へ県が管理委託している公の施設については、平成18年9月1日までに指定管理者制度又は県直営のいずれかに移行することが必要。

(2) 現在社会福祉法人鳥取県厚生事業団に管理委託している障害者体育センターについて、指定管理者制度を平成18年4月1日から導入する。

指定管理者制度...普通地方公共団体が設置する公の施設について、その目的を効果的に達成する必要があるときに、条例の定めるところにより、指定管理者(法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの)に、当該公の施設の管理を行わせる制度

障害者体育センター...障害者の体育活動等を推進するために鳥取市に設置

##### 2 条例の概要

障害者体育センター(以下「センター」という。)の管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を、次のとおり定める。

(1) 指定管理者による管理	センターの施設設備の維持管理その他管理に関する業務を、指定管理者に行わせる。
(2) 指定管理者の管理の期間	3年間
(3) 指定管理者の選定基準	障害者の体育活動及び社会参加活動におけるセンターの優先的な利用を確保することその他別に定める事項
(4) 開館時間及び休館日	指定管理者が知事の承認を得て定める。
(5) 利用許可	センターを利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。
(6) 行為の制限等	指定管理者は、施設設備をき損する者等に対して、利用を拒み、又は退去を命ずることができる。
(7) 措置命令	指定管理者は、センターの適正な管理を図るため、利用者に対し、必要な措置を命ずることができる。
(8) 料金	センターの利用料金については、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。 の場合において、指定管理者は、センターの利用について、あらかじめ知事の承認を得て定めた額の料金を徴収する。
(9) 料金の減免	指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、センターの利用料金を減免しなければならない。
(10) 施行期日	この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、(11) は、公布の日から施行する。
(11) 経過措置等	指定管理者の指定等の行為については、この条例の施行前においても行うことができる。 所要の経過措置を講ずる。

## 鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の設置及び管理に関する条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

(1) 地方自治法の一部改正に伴い、現在、財団法人、社会福祉法人等へ県が管理委託している公の施設については、平成18年9月1日までに指定管理者制度又は県直営のいずれかに移行することが必要。

(2) 現在財団法人鳥取県観光事業団に管理委託している鳥取砂丘こどもの国について、指定管理者制度を平成18年4月1日から導入する。

指定管理者制度...普通地方公共団体が設置する公の施設について、その目的を効果的に達成する必要があるときに、条例の定めるところにより、指定管理者（法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの）に、当該公の施設の管理を行わせる制度

鳥取砂丘こどもの国...自然とのふれあいや遊びを通じて子どもたちが憩い楽しめる場を提供し、もって児童の健全な育成に資するために鳥取市に設置

## 2 条例の概要

鳥取砂丘こどもの国（以下「こどもの国」という。）の管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を、次のとおり定める。

(1) 指定管理者による管理	こどもの国の施設設備の維持管理その他管理に関する業務を、指定管理者に行わせる。
----------------	---

(2) 指定管理者の管理の期間	3年間
(3) 指定管理者の選定基準	児童の健全育成に資する事業を実施することその他別に定める事項
(4) 開園時間及び休園日	指定管理者が知事の承認を得て定める。
(5) 利用許可	こどもの国を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。
(6) 行為の制限等	指定管理者は、施設設備をき損する者等に対して、利用を拒み、又は退去を命ずることができる。
(7) 措置命令	指定管理者は、こどもの国の適正な管理を図るため、利用者に対し、必要な措置を命ずることができる。
(8) 料金	こどもの国の利用料金については、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。 の場合において、指定管理者は、こどもの国の利用について、あらかじめ知事の承認を得て定めた額の料金を徴収する。
(9) 料金の減免	指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、こどもの国の利用料金を減免しなければならない。
(10) 施行期日	この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、(11) は、公布の日から施行する。
(11) 経過措置等	指定管理者の指定等の行為については、この条例の施行前においても行うことができる。 所要の経過措置を講ずる。

## 条 例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県条例第54号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下この条において「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(知的障害児施設における使用料等の徴収) 第4条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第4項に規定する児童短期入所(次条及び第6条において「児童短期入所」という。)に係る鳥取県立皆成学園の利用については、同法第21条の10第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、同法第21条の25第1項の措置による利用については、この限りでない。</p>	<p>(知的障害児施設における使用料等の徴収) 第4条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第4項に規定する児童短期入所(次条において「児童短期入所」という。)に係る鳥取県立皆成学園の利用については、同法第21条の10第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、同法第21条の25第1項の措置による利用については、この限りでない。</p>
<p>(肢体不自由児施設における使用料及び手数料の徴収) 第5条 略 2 <u>知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第4条第4項に規定する知的障害者短期入所(次条において「知的障害者短期入所」という。)に係る鳥取県立総合療育センターの利用については、同法第15条の5第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、同法第15条の32第1項の措置による利用については、この限りでない。</u> 3 略 4 略</p>	<p>(肢体不自由児施設における使用料及び手数料の徴収) 第5条 略 2 略 3 略</p>
<p>(知的障害者更生施設における使用料の徴収) 第6条 知的障害者短期入所に係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用については、知的障害者福祉法第15条の5第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、同法第15条の32第1項の措置による利用については、この限りでない。 2 <u>児童短期入所に係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用については、児童福祉法第21条の10第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、同法第21条の25第1項の措置による利用に</u></p>	<p>(知的障害者更生施設における使用料の徴収) 第6条 <u>知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第4条第4項に規定する知的障害者短期入所に係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用については、同法第15条の5第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、同法第15条の32第1項の措置による利用については、この限りでない。</u></p>

ついては、この限りでない。

3 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条の2第4項に規定する身体障害者短期入所に係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用については、同法第17条の4第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、同法第18条第1項の措置による利用については、この限りでない。

4 略

5 前各項の使用料は、第9条の規定に基づき当該施設の管理に関する事務の委託を受けた社会福祉法人鳥取県厚生事業団にその収入として収受させる。

2 略

3 前2項の使用料は、第9条の規定に基づき当該施設の管理に関する事務の委託を受けた社会福祉法人鳥取県厚生事業団にその収入として収受させる。

第2条 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下この条において「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下この条において「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下この条において「削除条項」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下この条において「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条項を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条項を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(利用の許可)</p> <p>第3条 法令の特別の定めがある場合を除くほか、鳥取県立社会福祉施設を利用しようとする者は、知事<u>（次条に規定する指定管理者が鳥取県立社会福祉施設の管理を行う場合にあっては、当該指定管理者）</u>の許可を受けなければならない。</p> <p><u>（指定管理者による管理）</u></p> <p>第4条 知事は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、<u>次の表の左欄に掲げる種別の同表の中欄に掲げる鳥取県立社会福祉施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる業務を行わせるものとする。</u></p>	<p>(利用の許可)</p> <p>第3条 法令の特別の定めがある場合を除くほか、鳥取県立社会福祉施設を利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p>



種別	名称	業務
知的障害者更生施設	鳥取県立鹿野かちみ園	(1) 施設設備の維持管理に関する業務 (2) 入所者の保護及びその更生に必要な指導訓練に関する業務 (3) 前2号に掲げるもののほか、鳥取県立社会福祉施設の管理に関する業務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務
	鳥取県立鹿野第二かちみ園	(3) 前2号に掲げるもののほか、鳥取県立社会福祉施設の管理に関する業務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務
養護老人ホーム	鳥取県立皆生尚寿苑	(1) 施設設備の維持管理に関する業務 (2) 入所者の養護に関する業務 (3) 前2号に掲げるもののほか、鳥取県立社会福祉施設の管理に関する業務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務
軽費老人ホーム	鳥取県立福原荘	(1) 施設設備の維持管理に関する業務 (2) 入所者に対する給食その他日常生活上必要な便宜の供与に関する業務 (3) 前2号に掲げるもののほか、鳥取県立社会福祉施設の管理に関する業務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務

(指定管理者の管理の期間)

第5条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から3年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(知的障害者更生施設及び養護老人ホームにおける指定管理者の選定の特例)

第6条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号。以下「指定管理者条例」という。）第5条第

1 項第1号及び第3項の規定により、指定管理者条例第3条及び第4条の規定によらず、鳥取県立鹿野かちみ園、鳥取県立鹿野第二かちみ園及び鳥取県立皆生尚寿苑の指定管理者の候補者を選定するものとする。

(知的障害児施設における使用料等の徴収)

第7条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第4項に規定する児童短期入所（次条及び第9条において「児童短期入所」という。）に係る鳥取県立皆成学園の利用については、同法第21条の10第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、同法第21条の25第1項の措置による利用については、この限りでない。

(肢体不自由児施設における使用料及び手数料の徴収)

第8条 略

(知的障害者更生施設における利用料金)

第9条 知的障害者短期入所に係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、知的障害者福祉法第15条の5第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。ただし、同法第15条の32第1項の措置による利用については、この限りでない。

2 児童短期入所に係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用料金は、児童福祉法第21条の10第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。ただし、同法第21条の25第1項の措置による利用については、この限りでない。

3 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条の2第4項に規定する身体障害者短期入所に係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用料金は、同法第17条の4第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。ただし、同法第18条第1項の措置による利用については、この限りでない。

4 知的障害者福祉法第5条第2項に規定する知的障害者施設支援に係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用料金は、同法第15条の

(知的障害児施設における使用料等の徴収)

第4条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第4項に規定する児童短期入所（次条及び第6条において「児童短期入所」という。）に係る鳥取県立皆成学園の利用については、同法第21条の10第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、同法第21条の25第1項の措置による利用については、この限りでない。

(肢体不自由児施設における使用料及び手数料の徴収)

第5条 略

(知的障害者更生施設における使用料の徴収)

第6条 知的障害者短期入所に係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用については、知的障害者福祉法第15条の5第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、同法第15条の32第1項の措置による利用については、この限りでない。

2 児童短期入所に係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用については、児童福祉法第21条の10第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、同法第21条の25第1項の措置による利用については、この限りでない。

3 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条の2第4項に規定する身体障害者短期入所に係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用については、同法第17条の4第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、同法第18条第1項の措置による利用については、この限りでない。

4 知的障害者福祉法第5条第2項に規定する知的障害者施設支援に係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用については、同法第15



11第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。ただし、同法第16条第1項第2号の措置による利用については、この限りでない。

5 前各項の利用料金は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

(軽費老人ホームにおける使用料又は利用料金)

第10条 鳥取県立岩井長者寮の利用については、別表第3に定める額の範囲内において、利用者の経済的事情に応じて規則で定める額の使用料を徴収する。

2 鳥取県立福原荘の利用料金は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

3 前項の利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定める。

4 知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

(使用料、手数料及び利用料金の減免)

第11条 略

2 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、鳥取県立福原荘に係る利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

条の11第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、同法第16条第1項第2号の措置による利用については、この限りでない。

5 前各項の使用料は、第9条の規定に基づき当該施設の管理に関する事務の委託を受けた社会福祉法人鳥取県厚生事業団にその収入として収受させる。

(軽費老人ホームにおける使用料の徴収)

第7条 鳥取県立岩井長者寮及び鳥取県立福原荘の利用については、別表第3に定める額の範囲内において、利用者の経済的事情に応じて規則で定める額の使用料を徴収する。

(使用料及び手数料の減免)

第8条 略

(管理の委託)

第9条 知事は、鳥取県立社会福祉施設の管理に関する事務を次のとおり委託する。

種別	名称	委託先	委託事務
知的障害者更生施設	鳥取県立鹿野かちみ園	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	施設設備の保全並びに入所者の保護及びその更生に必要な指導訓練に関する事務
	鳥取県立鹿野第二かちみ園		
養護老人ホーム	鳥取県立皆生尚寿苑	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	施設設備の保全及び入所者の養護に関する事務
軽費老	鳥取県	社会福祉法	施設設備の保全及

<p>(規則への委任) 第12条 略</p> <p>別表第1 (第8条関係) 略</p> <p>別表第2 (第8条関係) 略</p> <p>別表第3 (第10条関係) 略</p>	<table border="1" data-bbox="831 194 1383 365"> <tr> <td data-bbox="831 194 930 365">人ホー ム</td> <td data-bbox="930 194 1029 365">立福原 荘</td> <td data-bbox="1029 194 1166 365">人米子福祉 会</td> <td data-bbox="1166 194 1383 365">び入所者に対する 給食その他日常生 活上必要な便宜の 供与に関する事務</td> </tr> </table> <p>(規則への委任) 第10条 略</p> <p>別表第1 (第5条関係) 略</p> <p>別表第2 (第5条関係) 略</p> <p>別表第2 (第7条関係) 略</p>	人ホー ム	立福原 荘	人米子福祉 会	び入所者に対する 給食その他日常生 活上必要な便宜の 供与に関する事務
人ホー ム	立福原 荘	人米子福祉 会	び入所者に対する 給食その他日常生 活上必要な便宜の 供与に関する事務		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第1条及び次項の規定は、公布の日から施行する。  
(準備行為)

2 第2条の規定による改正後の鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)第4条の規定による指定及び新条例第6条の規定による選定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前の鳥取県立鹿野かちみ園、鳥取県立鹿野第二かちみ園及び鳥取県立福原荘の利用に係る使用料の徴収については、新条例第9条及び第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。  
4 この条例の施行の日前に第2条の規定による改正前の鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。

鳥取県立障害者体育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第55号

鳥取県立障害者体育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立障害者体育センターの設置及び管理に関する条例(平成15年鳥取県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下「移動条項」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下「移動後条項」という。)が存在する場合に

は、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除条項」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立障害者体育センターの設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。</p> <p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p>第3条 知事は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、センターに係る次に掲げる業務を行わせるものとする。</p> <p>(1) センターの施設設備の維持管理に関する業務</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、センターの管理に関する業務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務</p> <p><u>(指定管理者の管理の期間)</u></p> <p>第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から3年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p> <p><u>(指定管理者の選定基準)</u></p> <p>第5条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第3条の規定による申請があったときは、同条例第4条第1号から第3号までの基準によるほか、次に掲げる基準によって同条の審査を行うものとする。</p> <p>(1) 指定管理者が、障害者の体育活動及び社会参加活動におけるセンターの優先的な利用を確保するとともに、センターの利用促進を図ること。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立障害者体育センターの設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。</p>

(2) その他知事がセンターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

(開館時間及び休館日)

第6条 センターの開館時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

2 センターの休館日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

(利用の許可)

第7条 センターを利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしなければならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) センターの施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、センターの管理上支障があるものとして規則で定める場合に該当するとき。

3 指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

(行為の制限等)

第8条 センターにおいては、次の行為をしてはならない。

(1) センターの施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2)及び(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、センターの利用を拒み、又はセンターからの退去を命ずることができる。

(利用の許可)

第3条 センターを利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

(行為の制限等)

第4条 センターにおいては、次の行為をしてはならない。

(1) センターの施設設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2)及び(3) 略

(4) その他知事が別に定める行為

2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、センターの利用を拒み、又はセンターからの退去を命ずることができる。

## (措置命令)

第9条 指定管理者は、センターの適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命ずることができる。

## (利用許可の取消し)

第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

(1)～(5) 略

(6) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

## (利用料金)

第11条 センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

2 利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定める。

3 知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

## (利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

## (規則への委任)

第13条 略

## (措置命令)

第5条 知事は、センターの適正な管理を図るため必要があると認めるときは、第3条の規定による許可（以下「利用許可」という。）を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命ずることができる。

## (利用許可の取消し)

第6条 知事は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

(1)～(5) 略

(6) その他センターの管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

## (管理の委託)

第7条 知事は、センターの管理を社会福祉法人鳥取県厚生事業団（以下「厚生事業団」という。）に委託する。

## (利用料金)

第8条 センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、厚生事業団にその収入として収受させる。

2 利用料金は、厚生事業団があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。

3 知事は、利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

## (利用料金の減免)

第9条 厚生事業団は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

## (規則への委任)

第10条 略

## 附 則

## (施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

## (準備行為)

2 改正後の鳥取県立障害者体育センターの設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第3条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

## (経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県立障害者体育センターの設置及び管理に関する条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。

鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県条例第56号

鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の設置及び管理に関する条例（平成10年鳥取県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに削除条項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の設置及び管理に関する事項について定めることを目的とする。</p> <p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p>第3条 知事は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、こどもの国に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。</p> <p>(1) <u>こどもの国の施設設備の維持管理に関する業務</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、こどもの国の管理に関する業務のうち、知事のみ権限に属する業務を除く業務</u></p> <p><u>(指定管理者の管理の期間)</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の設置及び管理に関する事項について定めることを目的とする。</p>



第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から3年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

（指定管理者の選定基準）

第5条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第3条の規定による申請があったときは、同条例第4条第1号から第3号までの基準によるほか、次に掲げる基準によって同条の審査を行うものとする。

- (1) 指定管理者が、こどもの国において児童の健全育成に資する事業を実施するとともに、こどもの国の利用促進を図ること。
- (2) その他知事がこどもの国の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

（開園時間及び休園日）

第6条 こどもの国の開園時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。  
2 こどもの国の休園日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

（利用の許可）

第7条 こどもの国を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしなければならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) こどもの国の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、こどもの国の管

（利用の許可）

第3条 こどもの国を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

理上支障があるものとして規則で定める場合に該当するとき。

- 3 指定管理者は、こどもの国の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

(行為の制限等)

第8条 こどもの国においては、次の行為をしてはならない。

- (1) こどもの国の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。  
 (2)～(4) 略  
 (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める行為

- 2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、こどもの国の利用を拒み、又はこどもの国からの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第9条 指定管理者は、こどもの国の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命ずることができる。

(利用許可の取消し)

第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

- (1) 略  
 (2) 前条の命令に従わないとき。  
 (3) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。  
 (4) 略  
 (5) 略  
 (6) 前各号に掲げるもののほか、こどもの国の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(行為の制限等)

第4条 こどもの国においては、次の行為をしてはならない。

- (1) こどもの国の施設設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。  
 (2)～(4) 略  
 (5) その他知事が別に定める行為

- 2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、こどもの国の利用を拒むことができる。

(措置命令)

第5条 知事は、こどもの国の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、第3条の規定による許可（以下「利用許可」という。）を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命ずることができる。

(利用許可の取消し)

第6条 知事は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

- (1) 略  
 (2) 略  
 (3) 略  
 (4) その他こどもの国の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(管理の委託)

第7条 知事は、こどもの国の管理を財団法人鳥取県観光事業団（以下「観光事業団」という。）に委託する。

## (利用料金)

第11条 こどもの国の利用に係る料金 (以下「利用料金」という。)は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

- 2 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。
- 3 知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

## (利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

## (規則への委任)

第13条 略

## (利用料金)

第8条 こどもの国の利用に係る料金 (以下「利用料金」という。)は、観光事業団にその収入として収受させる。

- 2 利用料金は、観光事業団があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。
- 3 知事は、利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

## (利用料金の減免)

第9条 観光事業団は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

## (規則への委任)

第10条 略

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

## (準備行為)

- 2 改正後の鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の設置及び管理に関する条例 (以下「新条例」という。)第3条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

## (経過措置)

- 3 この条例の施行日前に改正前の鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の設置及び管理に関する条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。

